

## 倉吉市老朽危険空き家等除却支援事業補助金 手続きの流れ

手続き ☆印は、申請者が建築住宅課窓口にご提出ください。		提出書類	備考
☆ ①	交付申請	申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等交付申請書</li> <li>・事業計画書(様式第1号)</li> <li>・収支予算書(様式第2号)</li> <li>・その他添付書類</li> </ul> (1) 空き家等の位置図及び現況写真(前面道路等周辺の状況のわかるものを含む。) (2) 空き家等の除却に要する経費の見積書の写し(倉吉市内の解体業者に限定) ※所有者等から空き家等の除却について委任を受けた者が申請する場合※ (3) 委任状
②	交付決定 ※ご注意※ 交付決定が出てからの 事業着手となります！	倉吉市から発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定通知書</li> </ul> 申請から30日以内
☆ ③	事業着手	申請者が提出	※交付決定日→業者との契約日→事業着手日となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業等着手届+契約書または請書の写し</li> </ul>
次の場合は変更承認申請が必要になります。			
☆ ④	変更承認申請	申請者が提出	①補助金の増額または3割を超える減額 ②事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書</li> <li>・変更後の事業計画書(様式第1号)</li> <li>・変更後の事業収支予算書(様式第2号)</li> </ul>
⑤	変更承認	倉吉市から発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業等変更承認通知書</li> </ul>
☆ ⑥	事業完了 ※ご注意※ 年度内に事業完了する ようお願いいたします！	申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業等完了届</li> <li>・補助事業等実績報告書</li> <li>・実績報告書(様式第1号)</li> <li>・事業収支決算書(様式第2号)</li> <li>・その他添付書類</li> </ul> (1) 空き家等の除却に要した経費を証する領収書(または請求書)の写し (2) 空き家等の除却後の写真 ※産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し ※請求書による完了報告の場合は後日領収書の写しを提出してください。
⑦	完了検査	倉吉市から発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果について(通知)</li> <li>・概算払いについて(通知)</li> </ul>
☆ ⑧	請求	申請者が提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金等支払請求書</li> <li>・補助金等受入額調書</li> </ul> (通帳表紙のコピー等口座番号の確認できるものを添付してください。)
⑨	補助金額の確定	倉吉市から発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・額の確定について(通知)</li> </ul> 受取りのみです。 特に手続きは必要ありません。

裏面の※ご注意※もご確認ください！

## ※ ご 注 意 ※

以下の内容をご確認ください。

ご対応いただけない場合は補助金を給付できない場合がありますので、ご注意ください！

①市からの交付決定が出てから、工事を開始してください。

交付決定前に着手されてしまうと補助の対象外となりますのでご注意ください。

※交付決定日→業者との契約日→事業着手日の順となります。

②申請年度内での工事完了をお願いします。

補助事業は年度ごとにおこなっておりますので、申請年度内(3月中)に完了するよう計画してください。

※ご不明な点等ありましたら、悩まずご相談ください。